

音更町障害者福祉計画

(平成20年度 改訂版)

音 更 町

目次

第1章 総論

計画の策定にあたって	1
社会福祉基礎構造改革	2
計画の基本的な考え方	3
障害のある方の状況	4

第2章 各論

一人ひとりの自立力向上	5
人にやさしい地域づくり	8

第3章 重点施策

ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援	11
利用者本位のサービス提供の実現	14
地域生活の支援	16

第4章 計画の推進

実施計画の策定	18
---------	----

第1章 総論

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・経緯

音更町では、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成10年(1998年)3月には、障害者の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画(平成10～14年度)」を策定し、障害者の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的な障害者福祉施策を推進してきました。

この間、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が施行されたほか、同年6月には「社会福祉基礎構造改革」の一環として、社会福祉事業法等関係8法が改正されるなど、個人が尊厳をもって、その人らしい自立した地域生活が送れるよう今後の福祉施策の枠組みがつくられました。これにより、平成15年(2003年)4月からは、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わりました。

さらに、平成18年4月からは、障害のある方々が地域で働きながら暮らすことを目指した障害者自立支援法が施行され、我が国の障害者施策は大きな転換期を迎えました。

また、障害者自立支援法により、各市町村に障害者施策の実施計画である障害福祉計画の策定が義務付けられたこともあり、平成16年度に策定した本計画を修正し、計画期間を1年延長します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、第4期音更町総合計画の部門別計画の一つとして、総合的な障害者施策を体系化し、基本的な考え方を示す計画とします。また、「おとふけ生きいきプラン21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町次世代育成支援対策行動計画」その他関連する各種計画との整合性を図りながら横断的な施策の推進に努めます。

3. 計画期間

この計画は、平成16年度から平成23年度までの8年間とします。

4. 対象とする障害者の範囲

この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受け
る者」のほか、同法改正の際の附帯決議及び障害者自立支援法の主旨を尊重
し、いわゆる難病等特定疾患のある方、発達障害のある方及び高次脳機能障
害のある方を含めます。

社会福祉基礎構造改革

平成9年11月、中央社会福祉審議会に社会福祉構造改革分科会が設けられ、
社会福祉事業、社会福祉法人制度、措置制度など社会福祉の共通基盤制度の
あり方について審議が開始されました。その結果として、平成10年6月「社会
福祉基礎構造改革について」の中間まとめが公表され、これからの社会福祉の
目的は、従来のような限られた者に対する保護救済にとどまらず、児童の育成
や高齢者の介護など国民が自立した生活を営む上で生じる多様な問題に対して、
社会連帯に基づいた支援を行うことが求められることとなりました。

平成12年6月、社会福祉基礎構造改革の一環として、身体・知的障害福祉
分野における利用契約制度(支援費制度、平成15年4月施行)への移行や市町
村への事務移管、地域福祉の推進などを柱として、社会福祉事業法など8つ
の法律が改正されましたが、これは、「個人自らの選択に基づいてサービ
スを利用することができる利用者本位の制度を整備し、自立を地域全体で支
援する仕組みを確立する。」ことを理念に掲げて行われたもので、今後の障
害者福祉サービスの基本となる考え方です。

また、これに先立ち平成11年には、精神保健福祉法の改正が行われ、平成14
年4月から精神障害分野の地域生活支援サービス等の実施主体が市町村に移
行されるなど、社会福祉基礎構造改革の理念を「地域福祉」という観点に立
って実現するために、最も身近な行政である市町村が主体的にかかわって
いくという今後の行政のあり方を示しています。

(市町村への事務移管)

平成14年 4月から	精神障害者関係	通院医療費公費負担制度申請受付の事務 精神障害者保健福祉手帳申請受付の事務 精神障害者居宅生活支援事業 社会復帰施設等を利用する際の相談・助言・あっせん・調整の事務
平成15年 4月から	知的障害者関係	支援費支給制度における関係事務等、在宅・施設サービス関係事務
	障害児関係	支援費支給制度における関係事務等、在宅サービス関係事務

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

障害者が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、生きいきとした生活を送ることができるよう、すべての人が共に社会の構成員として暮らしていける「共生」の考え方に基づき、障害者の「完全参加と平等」を基本目標として、その実現に向けた取組みを総合的に推進します。

2. 計画の基本方針

基本目標である障害者の「完全参加と平等」を実現するために、次の基本方針を設定します。

(1)一人ひとりの自立力向上

障害者の全人間的復権を目指すりハビリテーションとエンパワメントの考え方に基づき、ライフステージや障害の態様に応じた個別的支援を行うことによって、障害者のより一層の社会参加を促進するため、障害者自らの自立力の向上を図ります。

(2)人にやさしい地域づくり

障害者を取り巻くあらゆる障壁(バリア)をでき得る限り除去し、新たなバリアを生み出さない考え方に基づき、誰もが社会に自由に参加できる環境の整備を行うことによって、障害者の社会参加の機会均等を図ります。

3. 重点施策

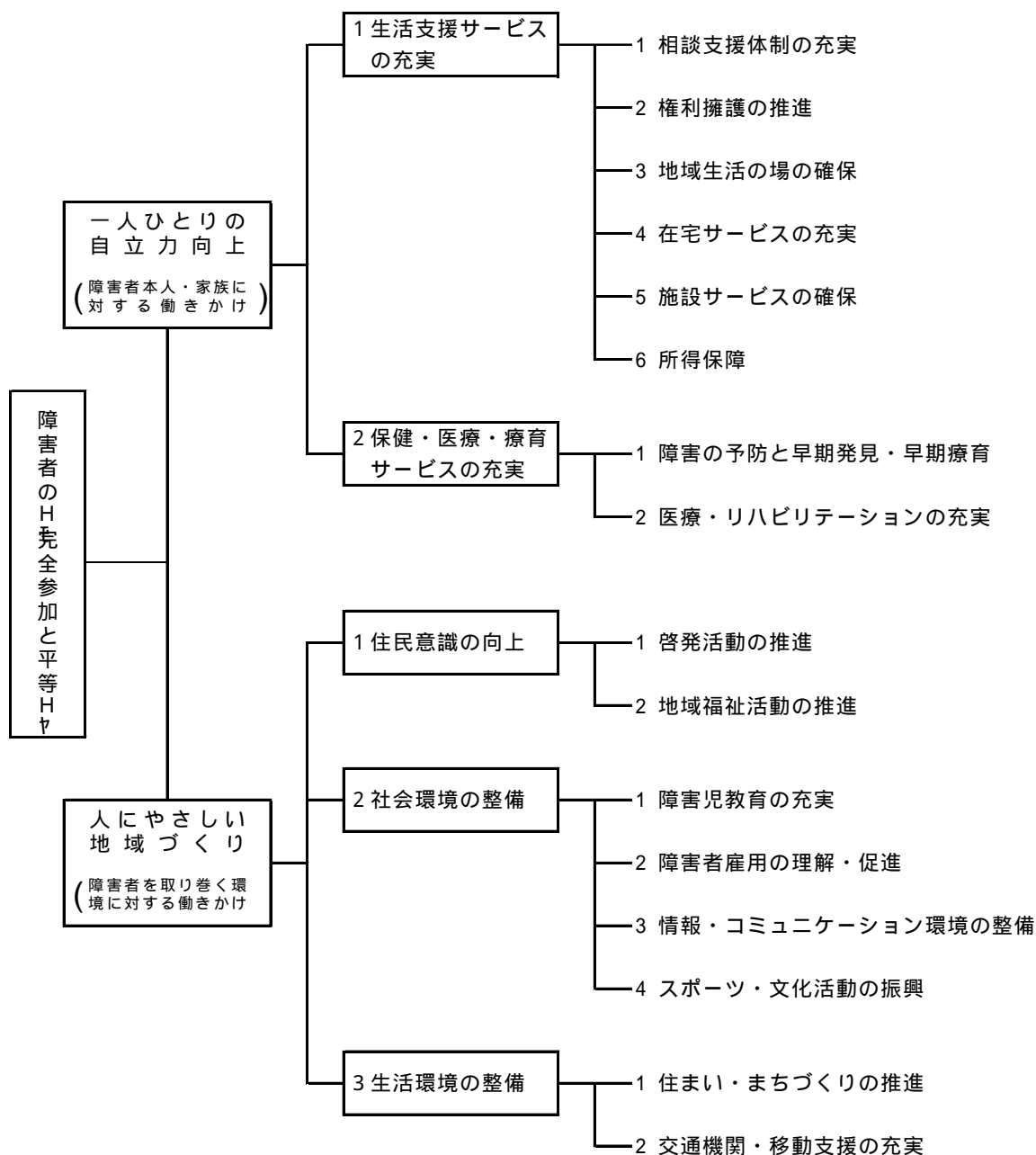
社会福祉基礎構造改革が目指す障害者福祉施策の中心的課題や障害者自立支援法が目指す姿から、「就労・日中活動の希望」、「相談支援の必要性」といった課題を基に、以下の視点に基づいて重点化を図ります。

(1)ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援を実現する。

(2)利用者本位のサービス提供を実現する。

(3)地域生活を支援する。

4 . 計画の体系



障害のある方の状況

障害のある方の状況は、障害福祉計画において3年ごとの推移も含めて公表します。

第2章 各論

一人ひとりの自立力向上

1. 生活支援サービスの充実

相談支援体制の充実

施策の方向と施策内容

利用者の自己決定のための相談支援体制を構築し、地域生活の総合コーディネートを推進するとともに、サービス選択のための情報提供の充実を図る。

施策内容

- ケアマネジメント手法の向上と専門性の高い相談支援体制の充実
- 総合相談体制の充実
- 各種相談員等の活用促進
- わかりやすい、使いやすい情報の提供と内容の充実

権利擁護の推進

施策の方向と施策内容

利用者の権利を守る仕組みを構築する。

施策内容

- 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用促進
- 苦情処理体制の充実

地域生活の場の確保

施策の方向と施策内容

住み慣れた地域に日中活動の場を確保するとともに、福祉的就労の充実を図る。

施策内容

- 地域活動支援センターの充実
- 福祉的就労の充実
- 余暇活動、交流の場の確保

在宅サービスの充実

施策の方向と施策内容

障害の特性やライフステージに応じた支援サービスの充実や利便性の向上を図る。

施策内容

- ホームヘルプサービスの推進
- 日中活動サービスの充実
- ショートステイサービスの推進
- 日常生活用具・補装具その他在宅サービスの充実
- 各種交通費等の助成
- レスパイトケアサービスの推進

施設サービスの確保

施策の方向と施策内容

施設本来の機能を強化し、多様な障害に対する施設サービスの充実を図る。

施策内容

- 障害のある方のニーズに応じた施設サービスの確保

所得保障

施策の方向と施策内容

経済的自立と社会参加を推進するため、年金や各種手当制度の周知徹底を図るとともに、経済的な支援を行う。

施策内容

- 年金の支給
- 各種手当等の支給

2 . 保健・医療・療育サービスの充実

障害の予防と早期発見・早期療育

施策の方向と施策内容

健診・療育体制のネットワークを強化し、早期発見・早期療育を推進する。

施策内容

- 健診機能とそのフォローの強化
- 療育体制の充実
- 支援ネットワークの推進

医療・リハビリテーションの充実

施策の方向と施策内容

急性期治療後のリハビリテーションや痴呆・寝たきり予防対策等を推進するとともに、医療給付等の充実を図る。

施策内容

- リハビリテーション医療・保健体制の充実
- 歯科保健医療の充実
- 医療費等の給付

人にやさしい地域づくり

1. 住民意識の向上

啓発活動の推進

施策の方向と施策内容

障害に対する正しい理解を深めるとともに、障害者が生きいきと暮らせる地域づくりを考え、それを具現化できるような行動する社会の形成を推進する。

施策内容

- 広報活動による啓発
- 障害者との交流機会の拡大
- 福祉教育の推進

地域福祉活動の推進

施策の方向と施策内容

ボランティア活動等に参加しやすい環境を整備するとともに、気運の醸成を図る。

施策内容

- ボランティア活動の促進
- NPO法人等の活動促進

2. 社会環境の整備

障害児教育の充実

施策の方向と施策内容

児童生徒の障害の重度・重複化や多様化に応じた教育環境の整備を図る。

施策内容

- 就学前の教育の確保
- 適切な就学の推進
- 障害の特性に配慮した教育環境の充実

障害者雇用の理解促進

施策の方向と施策内容

障害者の能力が発揮できるような就労支援を推進する。

施策内容

雇用の促進

情報・コミュニケーション環境の整備

施策の方向と施策内容

情報通信技術等の活用により障害者のコミュニケーションの幅を広げ、自立と社会参加を支援するとともに、情報利用の円滑化を促進する。

施策内容

情報提供基盤の整備促進

コミュニケーションの推進

スポーツ・文化活動の振興

施策の方向と施策内容

障害者が参加しやすい機会や情報の提供を行うとともに、気軽に参加できる環境づくりを推進する

施策内容

スポーツ・レクリエーションの普及促進

芸術文化活動の推進

3 . 生活環境の整備

住まい・まちづくりの推進

施策の方向と施策内容

誰もが安全で快適に生活できる環境の整備を促進するとともに、住民自らの防犯・防災意識の向上を図る。

施策内容

- 公営住宅の整備拡充
- グループホーム等の整備促進
- 北海道福祉のまちづくり条例、ハートビル法に基づく建築物等の整備推進
- ユニバーサルデザインの促進
- 訪問活動等による防犯・防災意識の啓発

交通機関・移動支援の充実

施策の方向と施策内容

障害のある人もない人も、すべての人が安心して利用できる交通手段や移動サービスの充実を図る。

施策内容

- 交通手段の確保
- 移動しやすい手段や制度の整備活用

第3章 重点施策

ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援

人は、生まれ、育ち、そして社会へ巣立っていくライフステージの様々な場面で、多くの人とのかかわりの中で支えられながら、自らの人生を歩んでいきます。これは、障害のあるなしに関係なくすべての人に言えることです。から、障害者も、個々の障害の特性に応じた支援を受けながら、自らの人生に希望を持って歩んでいけるような地域社会でなければなりません。

そのために、乳幼児期から学齢期、成人期の各ライフステージをつなぐ重要な時期において、保健・医療・福祉・教育など様々な分野が連携して支援を行うことで、障害者やその家族が安心して暮らすことができる支援体制を目指します。

ライフステージにおける本人、
家族にとっての転換の時期

- ・ 障害がわかったとき
- ・ 小学校へ入学するとき
- ・ 学校を卒業するとき
- ・ 家族から離れるとき
- ・ 親の亡くなる時

1. 乳幼児期における保健・医療・福祉・教育の各分野が連携した支援

障害の発見から就学期にかけては、各種乳幼児健診や就学前の療育など短期間に多くの関係機関がかかわる時期です。また、この段階では、家族も障害に対する受容に困惑し、子どもの将来に非常に大きな不安を抱えています。

この重要な最初の転換期では、関係機関が連携して、子どもや家族の将来への大切な第一歩を踏み出すための支援を行います。

(1) 障害の早期発見

今後の生活に支障を来すと思われる子どもを早期に把握するため、乳幼児健診や母子保健事業の充実を図ります。

また、障害の診断や療育方針の決定にあたっては、家族に対して注意深いアプローチが求められることから、必要に応じて専門職員等による相談や訪問等の個別援助が受けられる体制づくりに努めます。

(2) 療育関係者の連携強化

障害の特性に応じた療育を受けられる環境づくりが求められており、地域で質の高い療育サービスが提供される仕組みと、それを支援する行政、学校、療育機関等の関係者の連携強化を進めます。

また、個別支援にあたっては、必要に応じて障害児(者)地域療育等支援

事業の専門スタッフ等の協力を得ながら、保育園等を含む身近な関係者の専門性の向上を図ります。

2．学齢期における保健・福祉・教育の各分野が連携した支援

学齢期は子どもから大人へと成長する大きな変化の時期であり、社会生活の中心は、それまでの福祉分野から学校へと変わります。しかし、特別支援教育における「特別な支援」とは、それまで積み重ねてきた療育の考え方や訓練など、一人ひとりの生い立ちを十分踏まえたものでなければなりません。

このため、就学前からの福祉と教育との連携や特別支援教育の質的充実を図り、障害児とその家族の成長を支えます。

(1) 就学支援の充実

障害児が通園している保育園や療育機関などの特殊教育関係教職員等が定期的に話し合う機会を設けるなど、福祉と教育が連携し一体となって早期からの就学相談を行います。

(2) 保健・福祉・教育の連携強化

学齢期の児童の生活支援を適切に行うため、相談窓口の一つである学校が、必要に応じて保健・福祉等の関係機関から適切な情報を得られるような支援体制づくりを進めます。

3．成人期における福祉・教育・労働の各分野が連携した支援

学校を卒業して社会へ巣立ち、施設等での訓練を経てからの就労、あるいは、中途障害からの再就職など、障害者が社会の一員として生活していくために、個々の障害特性や状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。

(1) 関係機関・団体の連携強化

障害者が個性や能力を発揮して様々な活動や仕事を行うことができるよう、授産施設や小規模作業所など地域における関係機関の連携を強化し、雇用や様々な活動に関する情報を共有するとともに、その有効的な活用を図ります。

4．ライフステージを通じた相談支援

ライフステージの各場面で、保健・医療・福祉・教育など様々な分野が連携して支援を行い、障害者やその家族が安心して暮らすことができる支援体制を目指します。

(1) 一生涯の相談支援

ライフステージの各場面で、障害者や家族と一緒に将来を見据えた人生設計をサポートする相談支援体制を確立します。

(2) 家族向け相談の充実

障害への理解や正しい知識を得るための相談支援体制を確立します。

利用者本位のサービス提供の実現

社会福祉基礎構造改革により、利用者がサービス提供事業者を選択し、契約をすることにより、障害者福祉サービスを利用する仕組みになりました。

この「利用者本位」の考え方は、すべての障害者福祉サービスにわたる共通のものであります。

こうした新しい時代の福祉サービスの考え方に沿って、自己選択・自己決定を支援し、その権利を擁護する実効性のある仕組みを整え、利用者本位のサービス提供の実現を目指します。

1. 自己決定を総合的にサポートする相談支援

サービスを利用しようとする方が、自らの意志で事業者を選択し決定することは、その選択や決定に対する自己責任も負うこととなります。

したがって、選択や決定に際しては、適切な情報提供や相談支援体制を整え、障害者の自己決定を総合的に支援します。

(1) ホームページの開設

インターネットを活用し、どこからでも障害者福祉に関する情報が得られるようにホームページの充実に努めます。これは、各種福祉サービスの紹介をはじめ、実際にサービスを提供する事業者等に関する情報も掲載します。

(2) 障害者福祉に関するガイドの作成

情報がより多くの方へ行き渡るよう障害者福祉に関するガイド、支援費制度利用の手引きなどを発行するとともに、その内容充実に努めます。

(3) 障害者ケアマネジメント手法による相談支援

障害者が、多様な福祉サービスの中から自らの意志で利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者を決定するうえで、適切な助言や支援を行う者の存在は、欠かすことのできないものです。

様々な相談支援を行う各関係機関の役割分担を明確にし、身近なことから専門的なことまで生涯を通じて頼りにできる支援体制を整えるとともに、利用者本位の考え方に基づくケアマネジメントの推進と普及を図ります。

2. 権利擁護

利用者本位の福祉サービスを実現するためには、情報提供や相談支援と表裏一体のものとして、障害者の利益を保護する仕組みが必要です。

また、今後ますます障害者の社会参加が進むなかで、様々な問題から障害

者の人権や権利を擁護する仕組みを充実する必要があります。

障害者が安心して生活していくために、権利擁護のための制度が身近なものとなるよう、その普及と活用を促進します。

(1) 権利擁護に関する支援体制の充実

人権や権利擁護に関する研修を行うなど、権利擁護の考え方の普及を図ります。

(2) 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の普及・活用

関係機関と連携して、人権や権利を擁護する成年後見制度や、福祉サービス利用、日常的な金銭管理などの援助を行う地域福祉権利擁護事業の周知・普及を図るとともに、制度を必要とする方に対して、それぞれの制度を適切に活用できるよう支援します。

(3) 苦情処理体制の整備

障害者がサービス提供事業者と対等な立場で意見や苦情を伝えやすい環境づくりと、そうした意見や苦情を的確かつ誠実に受け止め、サービス提供事業者の向上につながるような実効性のある仕組みを検討します。

また、北海道社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業の活用に努めます。

3. サービスの質と量の確保

利用者による自己選択・自己決定ができる仕組みが整っても、実際のサービスの質と量が充実していかなければ、実質的に選択することはできません。

そのため、障害者が必要なときに、的確なサービスを選ぶことができるようにサービスの質と量の充実を図ります。

(1) サービスの質の向上

障害者が自己選択・自己決定に役立つように適切サービス提供事業者の自己評価結果などの情報開示をされるように働きかけます。

(2) サービスの量の充実

障害者のニーズに対応するために、公的なサービスの充実はもとより、地域で活動するNPO法人やボランティア団体などと連携し、幅広い資源の開発と充実を図ります。

地域生活の支援

障害者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるようになるには、地域社会全体が物心両面にわたって障害者の存在を前提とした地域づくりを考え、推進しなければなりません。

地域における環境づくりや地域生活への移行支援を進め、生涯を施設で送るだけではなく、障害があっても、その人らしく、できる限り地域で共に暮らすことができるようなライフスタイルの実現を目指します。

1. 地域の理解

障害者が地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、何よりもまず地域社会が障害者に対する差別や偏見をなくし、障害について正しく理解しなければなりません。

すべての住民が互いに尊重しあい、日常生活のあらゆる場面で地域住民の一人ひとりが、障害者の社会参加を促進するために何ができるかを考え、それを具現化できるような行動する社会を目指し、地域住民の理解が進むよう啓発活動を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

すべての住民が、障害のことを身近に感じ、理解するために様々な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。

(2) 交流活動の展開

これからの新しい地域社会を担っていく子どもたちに対して、障害児の存在を身近に感じ、正しく理解してもらうために、保育園や小中学校における日常的な交流活動を推進します。

2. 安心して生活できる場の整備

障害者が、安心して生活し生きがいを持った日々を送ることができるよう、必要なサービスが得られ、かつ、地域の中に溶け込んだ場づくりを進めます。

また、家族が身体的にも精神的にもゆとりを持って、障害者と地域と一緒に安心して生活していくため、レスパイトケアサービスの推進を図ります。

(1) グループホーム・共同住居の充実

地域の中に溶け込んで暮らす場として、グループホームや共同住居の整備を推進します。

今後は特に、施設入所者や長期入院者等が地域生活に移行する場合だけでなく、家族同居からの"巣立ち"という場合の移行先としての活用につい

ても、関係施設や家族団体などと連携して取り組むとともに、身体障害者など多様なグループホームのあり方について研究します。

(2) 地域活動支援センターの充実

授産活動等を行うと同時に、地域における社会参加や交流・相互理解の窓口として大きな役割を發揮する地域活動支援センターの活動を支援します。

(3) レスパイトケアサービスの推進

家族の日常的、または、緊急時の切実なニーズに対応するため、これまでの障害者福祉サービスと併せて、制度の隙間となっているニーズにも応えられるようなシステムの構築について検討します。

3. 施設サービスの確保

これからの障害者福祉が目指す方向は、障害者の意志に基づいて、地域で生活するために必要な支援を行っていくというものであり、施設についてもそのための社会資源として、多くの役割を担うことが求められています。

そのためには、既存施設が本来機能を高めることで地域生活への移行を促進していくと同時に、地域生活を支える多機能施設となるよう働きかけていきます。

(1) 施設の充実と本来機能の強化

施設への入・通所の希望に応えるため、設置・運営手法を研究するとともに、更生訓練や職業訓練といった通過施設として、より多くの入・通所者が地域生活に移行することができ、また新たな入・通所者が施設での訓練を受けることができるよう、施設の本来機能の強化を推進します。

(2) 地域生活支援機能の充実

訓練施設としての役割に加えて、ニーズに沿った在宅サービス事業の付設や余暇活動の支援など、施設の有する人的・物的機能を地域の中でもっと有効に活用し、地域生活を支える多機能施設となるよう働きかけます。

第4章 計画の推進

実施計画の策定

計画の体系で定めた施策ごとに別途実施計画を策定し、障害者施策を計画的に推進します。

障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害福祉サービスに関する実施計画として位置付け、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。